

保護者 各位

五條市あんしん福祉部児童福祉課

新型コロナウイルス感染症の対策とご協力について

平素より教育・保育行政にご協力をいただきありがとうございます。また、お子さまの登園・登所に際しての体調管理にご協力をいただいていますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者に対する療養期間の見直し（10日間から7日間への短縮等）が国から示されました。本市におきましては下記のとおりのお取り扱いといたしますので通知します。

なお、現在新型コロナウイルス感染症につきまして、感染拡大が止まらず、警戒が必要な状況が続いています。今後も引き続き、ご家庭等における感染症対策をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童・園児の出席停止について

	基準	対象者	お子さま本人の出席停止期間等
①	陽性が判明した場合	お子さまが有症状の場合	・発症の日の翌日から7日間。ただし、症状がなくなってから24時間を経過していること。（※10日目が経過するまで健康観察を行なうこと。） ・7日経過しても症状がある場合は、治癒するまで。
		お子さまが無症状の場合	・陽性が確定した検査日（抗体採取日）の翌日から7日間。
②	濃厚接触者と判断された場合	お子さま	<u>感染対策を講じた日の翌日から5日間。</u> ※お子さまに症状がある場合は、必ず医療機関を受診してください。その際、医師の診断に従ってください。
		同居家族	同居家族の方が無症状の場合は、登園・登所を控える必要はありません。症状がある場合は、医療機関を受診し、検査結果が、「陰性」と判明するまで。※検査結果「陰性」の場合は翌日から出席可能となります。
③	体調不良が認められる場合	お子さま	医療機関を受診し、検査結果が「陰性」と判明するまで、または、受診後症状がなくなるまで。※医師の指示に従ってください。
		同居家族	該当する家族の方が医療機関を受診し、感染の有無が判明するまでの間。※医師の診断の結果が出席可能と分かるまで。

2 その他

- ・上記の場合については、速やかに連絡を入れてください。
- ・お子さまの毎朝の検温及び風症状等の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱・のどの痛み等の症状）が認められる場合は、登園・登所を控えてください。
- ・登園・登所後にお子さまが体調不良（発熱・のどの痛み等の症状）になった場合は、保護者の方へ、緊急連絡票に基づき連絡をさせていただきますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- ・家庭内におきましても感染予防対策のご協力をお願いします。

※五條市教育委員会と情報を共有し作成しています。